

会 議 録

- ・ 会議の名称 令和6年度 第2回 富士川町成年後見制度利用促進協議会
- ・ 会議日時 令和7年2月12日（水）午後2時から午後3時
- ・ 開催場所 富士川役場2階会議室
- ・ 出席者 委員7名（欠席者0名） 事務局8名 傍聴者0名
- ・ 運営協議会内容
 - 1 開会
 - 2 会長挨拶
 - 3 議事
 - （1）令和6年度富士川町の成年後見制度中核機関等の取組状況
 - （2）市民後見人養成講座の報告
 - （3）事例報告（高齢者事例・障害者事例）
 - （4）来年度の予定について
 - 4 その他
 - 5 閉会
- ・ 発言の内容
議事
 - （1）から（4）について
資料に基づき事務局より説明

A 委員 : 市民後見人養成講座について質問です。
養成講座の基礎研修②に進まれた方が7名とのことですが、その7名の方の年齢層を大まかでよいのでお伺いしたいです。

事務局 B : 基礎研修②に進まれた方の年齢ですが、一番若い方で45歳、一番年上で82歳の方です。他は60歳代前半の方が多いです。

A 委員 : 市民後見人制度が立ち上がり選任された場合の市民後見人の役割は
どういうところにありますか。

事務局 B : 最終目標は市民後見人が単独受任出来ることではありますが、初めは、監督人の立場で専門職、また法人後見が立ち上がれば社協がついて一緒に業務をすることになると思います。
市民後見人には身上監護のところを目指して行きたいと思って

おります。

A 委員 : 身上監護とは、どのようなことですか。

C 委員 : 身上監護はとても範囲が広い支援です。病院の契約等様々あり、市民後見人一人では難しいので、どこも大体社協が監督機関でついたり、専門職と一緒に動いています。

身上監護で、生活状況を把握していただきながら、専門職と支援される方が多いと思います。専門職は支援者のところに日々行くことは難しく、その中で、市民後見人が対象者の側において、状況を把握して、専門職と一緒にその方への支援について話し合いながら支援する形が多いです。

D 委員 : 先ほどの、成年後見人・保佐人・補助人の役割としては、大きく財産管理の役割と、身上監護、最近は身上保護とも言いますが、身の回りのことを支援するところ。身の回りの支援をすると契約をしたりする中で、お金が必要になったりするので、財産管理も一緒に必要になります。その財産管理と身上監護を分けて行ってもらう形もあります。財産管理の部分は弁護士など専門職が入ることもありますが、周りに気を配ることが難しいので、その意味で市民後見や法人後見と一緒にすることもあります。ただ、市民後見人もいきなり支援は難しいので、社協の「ご本人の面倒を見る」ところの一員として加わってしばらく経験を積んでからでないで選任されない現状はありますが、今件数が増えてきている中で、市民後見人や法人後見の役割がとても重要になってきているところだと思います。

D 委員 : 来年度の事業ですが、令和6年度は定例会議という形で活動されているのですが、最近マッチング、個別の事案に成年後見人を決めるところまで出来なくても、どういう職種が適しているかや、どういう形で町長申し立てしていくか等、場合によっては専門職を呼んで検討してから申し立てを行うというスタイルが、他の市町村でも増えているので、そういう形で専門職を呼んでの定例会やケース検討会等は来年度お考えでしょうか。

事務局 E : 本町では、相談ケースも少ない中なので、今年度は中核の定例会で、検討をしてきましたが、今回事例で上げさせて頂いたケースのような難しいケースもいる中では、来年度は、ぜひ専門職の先生方からご助言いただいで進めていきたいと思っています。

D 委員 : 来年度の普及啓発活動は具体的にどのようなことをお考えですか。

事務局 E : 令和6年度に配布したチラシに対するご助言もいただいているので、そのご助言も踏まえて広報誌に記事として掲載し普及啓発を図っていこうと考えています。

C 委員 : 普及啓発に関して、チラシに「成年後見制度の窓口ここです」と記載

してしまいがちですが、広く、「高齢の方、障害の方、困りごとがあった場合はこちらへ・・・」という感じで広くお伝えできる方が良いと思います。成年後見制度の説明をしても難しいので、まずは相談してくださいと伝わるように広い感じがいいと思います。